



フェイスブックと WhatsApp のデータ共有をめぐる欧州の反発 ——米国プラットフォーマーに対する欧州個人データ保護規制の動向

一般財団法人マルチメディア振興センター（FMMC）

情報通信研究部 研究員 平井 智尚

概要

2016 年 8 月 25 日、メッセージアプリを提供する WhatsApp はプライバシーポリシーと規約を変更し、親会社のフェイスブックとの間でユーザーの個人データを共有すると発表した。この方針変更に対して、欧州各国ではデータ保護関連当局を中心に懸念する声が上がった。本稿では一連の動向を整理したうえで、問題の背景にある個人データの扱いをめぐる争点を検討する。

1. フェイスブックと WhatsApp 間での個人データの共有

2016 年 8 月 25 日、メッセージアプリを提供する WhatsApp はプライバシーポリシーと規約の変更を発表した¹。プライバシーポリシーと規約の変更は、同社の親会社であるフェイスブックとの連携促進が狙いであり、ユーザーの電話番号や統計データを WhatsApp とフェイスブックの間で共有する。共有される個人データはフェイスブックにおける新たな友人のサジェスト、カスタマイズ広告の配信、ならびにスパム・メッセージの撲滅のために使用すると WhatsApp は説明している。このような方針の変更について、欧州で問題を指摘する声が上がった。

WhatsApp の発表から約 1 か月後の 2016 年 9 月 27 日、ドイツ・ハンブルクのデータ保護当局は、フェイスブックがユーザーの同意を得ないままドイツに約 3500 万人存在する WhatsApp ユーザーのデータを収集していたとして、フェイスブックに対して WhatsApp ユーザーのデータ収集ならびに保管を中止し、これまで収集したデータを破棄するよう命令した²。10 月 5 日にはスペインのデータ保護庁が、WhatsApp が収集したデータの性質、ならびに、フェイスブックに転送されたデータの保存期間や利用目的などについて調査を開始すると発表した³。10 月 28 日には、イタリアの競争庁が、WhatsApp が独断で契約条項を変更できるとしている点や、すべての紛争を米国内の裁判所で審理するとしている点などが消費者保護の規則に違反し

¹ WhatsApp Blog, 25/08/2016, Looking ahead for WhatsApp

² Hamburg Commissioner for Data Protection and Freedom of Information, 27/09/2016, Administrative order against the mass data synchronisation between Facebook and Whatsapp

³ Spanish Data Protection Agency, 05/10/2016, AEPD the investigation proceedings by data communication among Whatsapp and Facebook

ている疑いがあるとして調査を進めていることを明らかにした⁴。11月7日には、英国の情報コミッショナーズオフィスが、フェイスブックは WhatsApp から得た個人データの利用について十分な説明を行っておらず、WhatsApp 側も、フェイスブックとのデータ共有について、顧客から有効と判断される合意を得てはいなかったと判断し、英国の WhatsApp ユーザーから入手した情報の利用を一時停止することでフェイスブックと合意したと発表した⁵。

WhatsApp とフェイスブックのデータ共有は欧州各国の当局だけでなく、EU 加盟国のデータ保護担当部局の代表により構成されるワーキンググループ「第 29 条作業部会」においても問題視され、EU のデータ保護にかかわる法律に準じた適切な保護策が取られるまで、フェイスブックとの情報共有を中止するよう求めた⁶。

こうした一連の問題提起を受け、2016年11月、フェイスブックは欧州において WhatsApp ユーザーの個人データを広告目的で収集することを中止すると発表した⁷。

表 フェイスブックと WhatsApp のデータ共有に関する欧州各国の対応

年月日	国名	機関名	概要
2016年9月27日	ドイツ	ハンブルク・データ保護当局	フェイスブックに対して WhatsApp ユーザーのデータ収集・保管を中止し、収集したデータを破棄するよう命令
10月5日	スペイン	データ保護庁	WhatsApp が収集したデータの性質、ならびに、フェイスブックに転送されたデータの保存期間や利用目的などについて調査を開始
10月28日	イタリア	競争庁	WhatsApp の独断による契約条項の変更などを消費者保護規則違反の観点から調査
5月14日	EU	第 29 条作業部会	WhatsApp に対して EU のデータ保護の法律に準じた適切な保護策が取られるまで、フェイスブックとの情報共有を中止するよう要求
11月7日	英国	情報コミッショナーズオフィス	英国の WhatsApp ユーザーから入手した情報の利用を一時停止することでフ

⁴ Italian Competition Authority, 28/10/2016, Exchange of personal data with Facebook and oppressive clauses, double Antitrust investigation on WhatsApp

⁵ Information Commissioner, 07/11/2016, Information Commissioner updates on WhatsApp / Facebook investigation

⁶ Article 29 Working Party, 28/10/2016, Yahoo and Whatsapp Enforcement

⁷ The Guardian, 17/11/2016, Facebook halts use of WhatsApp data for advertising in Europe

			フェイスブックと合意
--	--	--	------------

2. 個人データの扱いをめぐる争点

フェイスブックと WhatsApp 間の個人データの共有について欧州各国ならびに EU が神経を尖らせているのは、近年、欧州において個人データの扱いが重要な争点となっているという背景がある。

まず、米国との関係という点では、米国の国家安全保障局による監視問題の発覚が欧州市民の個人データの扱いに影響を与えた。

EU と米国は、双方の間での個人データの移転に関する取り決めとして、「セーフハーバー協定」を 2000 年に締結し、フェイスブックを含む米国企業は同協定に基づいて欧州市民の個人データを本国へ伝送してきた。しかし、監視問題の発覚により、欧州においてセーフハーバー協定への懸念や見直し論が高まり、2015 年 10 月、欧州連合司法裁判所は欧州市民の個人データを十分に保護することはできないと指摘したうえで、セーフハーバー協定を無効とする判断を下した⁸。EU と米国間のデータ転送をめぐる問題については、双方の間で新たな協定の成立に向けて交渉が行われ、2016 年 7 月 12 日、欧州委員会は新たな協定「プライバシーシールド」を採択し、2016 年 8 月 1 日に米国商務省はプライバシーシールドの枠組みへの参加を希望する企業から申請の受け付けを開始した⁹。しかし、前掲の「第 29 条作業部会」が新たな協定にいくつかの懸念を示すなど、米国企業による欧州市民の個人データの扱いに関しては、EU において依然として懸案事項となっている。

関連して、EU 域内では個人データの扱いにおけるデータ主体（個人）の権利強化が進んでいる。2018 年春には、個人データ保護の現行法を改正した「EU 一般データ保護規則（General Data Protection Regulation : GDPR）」が施行される予定となっており、新たな法律では、データ主体の権利が強化され、個人データを扱う事業者には多くの義務が課されることとなる。また、欧州委員会が進める「デジタル単一市場戦略」では、オンライン・プラットフォームの役割を検討する中でプラットフォーム事業者による個人データの収集・利用に言及し、プラットフォーム事業者は個人データ保護の法律を順守し、個人データの扱いについてユーザーに適切な情報提供を行うよう求めている¹⁰。

フェイスブックと WhatsApp 間での個人データの共有をめぐる欧州の動向は、プラットフォーム事業者による個人データの処理や、データ駆動型社会における消費者保護の問題など、日本で関心を集めている話題とも関連性を持ち合わせている。欧州と米国のプラットフォーム

⁸ European Court of Justice, 06/10/2015, The Court of Justice declares that the Commission's US Safe Harbour Decision is invalid

⁹ European Commission, The EU-U.S. Privacy Shield

¹⁰ European Union, Online Platforms and the Digital Single Market Opportunities and Challenges for Europe (COM/2016/0288)

間の対立は、今後も注視していくべき問題である。